

令和7年度第2回福岡県男女共同参画審議会
計画第二部会 議事録(要旨)

1 開催日時

令和7年8月20日(水)10時30分~12時00分

2 開催形式

ハイブリッド開催

オフライン:

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター 303

(福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15)

オンライン:

ZOOM

3 出席者

(委員)

飯塚一朗委員、一宮仁委員、櫻たかこ委員、谷口洋子委員、榊尾美栄子委員、光安正哉委員、
横山美栄子委員

(事務局)

男女共同参画推進課(原口課長、田上課長補佐、神野参事補佐、福井参事補佐兼女性支援・
保護係長)

4 議題

- (1) 第5次福岡県男女共同参画計画の令和6年度実施状況について
- (2) 第6次福岡県男女共同参画計画の骨子(案)について

5 議事内容

(1) 第5次福岡県男女共同参画計画の令和6年度実施状況について

【委員】

「全警察官に占める女性警察官の割合」について、性暴力は、警察の方に対応を求めることが多いと思うが、目標値(10%)が低いのではないか。実績値(10.5%)が目標値を超えているという見方もできるが、現状はどうか。他の自治体の状況はわからないが、福岡県は以前から性被害の件数が多い。今は少し改善していると思うが、依然として厳しい状況。警察官の割合が多ければ良いという問題ではないかもしれないが、どのような対策をされているのか。

【事務局】

福岡県の性暴力被害については、条例も制定し取り組んできたところ。警察は次期計画の成果指標について検討中である。ご指摘も踏まえて県警と協議していきたい。

【委員】

「DV相談窓口についての周知度」、また「デートDVに対する認識度」について、目標に到達しておらず、前回調査時点より認知度が低下している。このことについて、見解をお伺いしたい。

【事務局】

まず「DV相談窓口についての周知度」について、前回「相談窓口を知っているか知らないか」の二択形式で確認していたものを、最初に「相談窓口があるのを知っているか」と問い、次の設問で、具体的な支援窓口を回答する構成とした。その結果、相談窓口の設問に警察が含まれていなかったこともあり、「知らない」と回答した方もいるのではと考えるが、調査結果を踏まえて、若い人への啓発の必要性を感じている。

【委員】

警察が入っていないのは気になる。アクセスしやすい場所の一つなのに。

【事務局】

他自治体の調査結果でも、相談窓口として警察をイメージしていることが多いが、今回の調査では警察の項目がなかったため、「知らない」と回答した方が増えたのだらうと推察される。

また、デートDVについては、現在、「モラハラ」や「パワハラ」といった言葉など、表現が多様化していることも一因となっていると思う。社会全体で認知度が低下している状況だが、「デートDV」という言葉を知らなくても、どんな行為がDVにあたるかという認識はしっかり持ってもらい、我慢せずに声を上げられるような状況を作っていきたいと考えている。

【委員】

「デートDVに対する認識度」に関する令和6年度 of 取組について、「県内の中学1年生、高校1年生等を対象にリーフレットを配布する」とあるが、実際に授業や学級活動でどの程度活用されているか把握しているか。

【事務局】

リーフレットについては、県内の中学校1年生、高校1年生を対象に全員に配布しているところであるが、実際に授業でどの程度取り上げられているのかということまでは明確に把握できていない。

講師派遣事業において、配布したリーフレットを活用している。この事業は、希望があった学校に講師を派遣し講義などを実施しているところ。令和6年度は26件の申し込みがあった。今後、実際にどの程度活用できているかについても調査をしたいと考えているが、今後の対応ということでご理解いただきたい。

【委員】

学校の授業で取り上げることや、アドバイザー派遣事業というのは非常に良い取り組みだと思うので、今後も取り組みを続けていただきたい。

【委員】

「DV相談窓口についての周知度」について、令和6年度の実績値が50%を切っている。福祉事務所には、女性相談員が配置されておりDVの相談対応が行われているが、実際にDVの相談をされた方に、「どこで情報を知ったのか」アンケートなどを取って、現場サイドの意見を取り込み、どのような普及活動をすれば良いのかを検討すると、改善するのでは。

また、「DV相談窓口についての周知度」を上げるために、今年度は若い世代で情報入手手段の主流となっているSNSを活用するとあるが、SNSもかなり多様化しており、具体的にどのようなSNSを通じて周知を考えているのか。

【事務局】

まず、DV相談に来た方がどこで窓口を知ったのかという点について、直近のものを確認したところ、インターネットで検索して電話された方が比較的多い。また、知り合いや専門機関からの紹介、例えば市の窓口などで相談された方が多いという印象。県はカードなどをお配りしているが、カードを活用しているという声はあまり聞かれない。ネット検索が比較的大きいと思ったので、情報を精査し、分かりやすく相談がしやすくなるような表現を考えながら進めていきたい。

また、SNSの活用については、中高生などと話す機会もあり、どのように発信すればよいか尋ねたが、「広告」では興味がなければスルーしてしまうという声も聞いたので、スルーされないような方法を検討できたらと考えている。TikTokは視聴している人が多いという話もあったので、配信媒体も

含めて検討していきたいと思う。

【委員】

性暴力対策アドバイザーの派遣事業の派遣実績について、教えていただきたい。

【事務局】

性暴力対策アドバイザーによる派遣は、令和6年度の実績で、小学校、中学校、高等学校から特別支援学校、および高等専門学校などに派遣されており、派遣箇所数としては608箇所。

【委員】

男女共同参画推進課が実施している事業について教えていただきたい。

【事務局】

デートDVについて中学生、高校生に理解を深めてもらうため、リーフレットを作成するとともに、講師が学校に出向いて、1時間半程度の講義を行うという事業を実施している。講師は、申請のあった学校に派遣している。令和6年度は、26件実施した。ホームページなどで周知するとともに、各中学・高校にリーフレットを配布する際にもアナウンスを行っている。一部保護者も含むが、参加者は計6,711名。

(2) 第6次福岡県男女共同参画計画の骨子(案)について

【委員】

女性相談支援センターの相談件数が減少している理由として、あすばるの電話相談件数を除外したからとのことだが、除外した理由はなにか。

【事務局】

令和6年度に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。それを契機に、県の女性相談支援センターの相談機能を強化するため、これまであすばるが女性相談支援センターの相談を兼ねていたが、女性相談支援センターに、新たに「女性サポートホットライン」を設置した。ホットラインが女性相談支援センターの正式な相談窓口となったので、これと夜間休日相談を女性相談支援センターの相談件数として計上している。あすばるにおいても、電話相談は引き続き実施しており、どちらでも相談は受け付けているが、統計上の整理としてこのような形になった。

【委員】

あすばるの電話相談と今回のサポートホットラインの違いは何か。

【事務局】

ホットラインは、より丁寧に、困難な問題を抱える女性を支援できるように設置しているもので、入り口は電話相談だが、その後に行き支援や出張相談を行ったり、市町村へのアドバイス機能を持たせたりしている。

あすばるは、電話だけでなくメール相談も受け付けており、比較的幅広い相談を受けている。ホットラインの方が、すぐ行動しないと危険な状態になったり、比較的深刻な問題を抱えられておられたりする方への対応という位置づけ。

【委員】

すべてとは言わないが、サポートホットラインの方は直接支援に結びつくということでよいか。

【事務局】

認識のとおり。ホットラインは、適切な支援ができる場所に繋ぐという役割を担っている。

【委員】

あすばるで受けて、ホットラインに繋ぐとかいうこともあるのか。

【事務局】

認識のとおり。あすばるは保健師などが対応しており、ホットラインについては社会福祉士が対応し

ており、対応者も異なる。

【委員】

ひとり親家庭、特に母子世帯向けの支援について伺う。所得が少ない状況では、子どもの貧困も含め、色々な課題に繋がっていく。取り扱いが難しいとは思いますが、具体的にどのような取組があるか、伺いたい。

【事務局】

ひとり親家庭の支援については、経済的な自立が重要ということで、「福岡県ひとり親サポートセンター」を設置し、その方の状況に応じた就労支援などを行っている。また、養育費の確保なども含め、その他にも様々なサポートを行っている。引き続き、特に経済的自立に重点的に取り組んでいきたい。

【委員】

経済的に自立することは本当に必要だと思う。結婚した時に非正規の職に変わったり、離婚や配偶者の関係で世帯収入が低下しDVが始まったり、それが引き金となりシングルマザーになって貧困に陥ってしまったり。さらに、年を取ると、低年金に繋がり、生活保護しか選択肢がないということになる可能性もあるので、女性の経済的なエンパワーメントは重要。経済的自立が、シングルマザー等が抱える様々な困難な問題にまでつながっているということの記述があってもいいのではないか。

【委員】

ひとり親世帯の就労支援について、例えばハローワークでは、若年層の就労支援という専門コーナーがあるが、福岡県の施設において、こういったひとり親世帯のための専門コーナーはあるのか。

【事務局】

先に挙げた「福岡県ひとり親サポートセンター」があり、ひとり親世帯に特化して仕事の相談や就職の斡旋などのサポートを一貫して提供している。就業に関する相談や自立支援プログラム、求人情報の提供なども行っている。

【委員】

相談場所が遠いに行くのも大変で、さらに子どもを抱えていると、誰かに見てもらわなければならないので、身近な場所に相談をできる場所があればいい。サポートセンターのあるクローバープラザまで行かないとサポートを受けられないのか。

【事務局】

政令市も設置しているが、福岡県では春日、飯塚、久留米に設置している。また、オンラインでの相

談対応もしており、センターのホームページに AI のチャットボットを導入して、24 時間 365 日相談を受け付けている。

【委員】

次期計画の骨子に「ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」と、「ジェンダー平等」と「男女共同参画」という二つの言葉を併記しているが、どのような趣旨で併記したのか。

【事務局】

「ジェンダー平等」と「男女共同参画社会」について、イコールで捉えている箇所もあるが、「ジェンダー平等」というと、男女格差の問題が曖昧になってしまうところについては、使い分けを意識して記載している。

【委員】

すべてを「ジェンダー平等」に統一すると、「男女共同参画社会」はどうなったということになり兼ねないので、併記するというやり方はありだと思う。

【委員】

次期計画の施策体系に、「2(1)⑥暴力根絶のための教育啓発の推進」とある。広く一般的な暴力を指しているわけではないということはわかるが、この言葉で十分に伝わるか不安。また、「学校教育」という文言がない。リーフレットの配布にしても、学校側に周知の重要性を認識してもらわなくてはならない。若年層への教育啓発は、これから重要な課題になると思う。

【委員】

最近、ジェンダーについて、学校の先生の理解が深まっていないのではという議論をよく聞く。「学校」という文言をきちんと組み込んでいただきたい。

【事務局】

以前は教育だけであったが、学習という側面があるとのことなので、今回「教育・学習の推進」という文言に変更した。また相談しながら検討させていただく。

【委員】

学校教育の現場の先生たちは、ジェンダー平等教育を「実践」していく立場だと思う。理解が深まっていないという議論もあるようだが、教える主体になっていただかないといけない。検討していただきたい。